

## 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本的な考え方について

### 1. 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」（第9期）に相当し、両計画を一体的なものとして策定する。

### 2. 計画期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

### 3. 計画の基本理念及び基本目標について

第8期計画では、区の基本構想に掲げる目標等を踏まえて基本理念と基本目標を定め、地域包括ケアシステムの推進に取り組んできたところである。

第9期計画では、第8期計画の理念と目標を引き継ぐこととし、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを進めていく。

○これまでの基本理念と基本目標について【別紙1-1】

|              |          |   |
|--------------|----------|---|
| 第8期<br>計画    | 基本<br>理念 | ○高齢者をはじめ、誰もが尊厳を守られ、いきいきと安心して自立した生活を続けられるまち                          |
| 及び           |          | ○多様性が尊重され、住み慣れた地域全体で、助け合い支え合えるまち                                    |
| 第9期<br>計画(案) | 基本<br>目標 | 1 主体的な健康づくりと生きがいづくり<br>2 支え合いの地域づくりと安全安心な環境づくり<br>3 自立した生活を支える基盤づくり |

### 4. 第9期計画の体系（案）について

施策体系については、国の第9期計画基本指針（案）に向けた基本的な考え方において、第8期計画での目標や施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要であることや、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたことから、第8期計画の7つの施策体系から「認知症施策」を新たな施策体系の柱に加え、8つの施策体系で策定を進めていく。

なお、実施事業については介護保険制度の見直しや高齢者実態調査結果、第8期計画の達成状況などを踏まえ策定していく。

○第8期計画及び第9期計画(案)における施策体系比較表【別紙1-2】

○台東区における地域包括ケアシステムのイメージ（案）【別紙1-3】

○第9期計画（案）の全体像について【別紙1-4】